

令和8年度 復興まちづくりチャレンジ事業補助金 募集要項

1 募集概要

令和6年能登半島地震による液状化被害の大きい地区において、縮小した地域コミュニティの再生や賑わい創出に向け、地元自治会等が中心となり、企業や大学等と連携する取組に対して支援するもの

2 対象要件

(1) 液状化被害の大きい地区※①の地域組織※②を含む2以上の連携団体※③が連携すること

①伏木・吉久・横田地区

②地域組織

・自治会

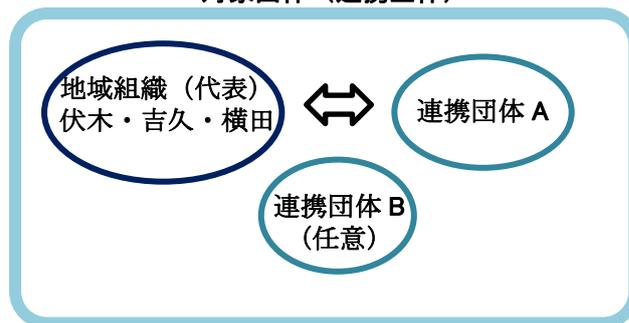
③連携団体

・公共的団体、NPO、企業、大学、権利能力なき社団（同窓会、互助会等）など

※原則として、1年以上の活動実績があること。但し、今後も継続的な活動を行うことが予定されている場合はその限りでない

※会則、規則等を定めていること

対象団体（連携主体）



3 対象事業

(1) 地域コミュニティ再生の足掛かりとなるもの

液状化被害により縮小・消滅したコミュニティを再生し、継続して当該地区の賑わい創出が期待できること。また、震災で転居・転出した住民の帰郷を促すきっかけとなるもの。次年度以降も継続して活動すること

(2) 持続可能な地域コミュニティ活動に資する取組であること

複数の自治会等が連携することで、地域行事の担い手確保や運営の効率化につながり、祭りをはじめとする地域行事の再生や次世代への継承を促すきっかけとなるもの

(3) 復興会議等の中から発案された事業であること

(4) 令和9年3月31日までに完了できる事業であること

4 補助金の額

新規事業の募集は令和8年度のみとし、次年度以降も継続して取り組む場合は3年間を限度として助成します。

(1) 補助率

- ① 1年目 補助対象経費の10分の10
 - ② 2年目 補助対象経費の5分の4
 - ③ 3年目 補助対象経費の2分の1
- ※千円未満の端数は切り捨て

(2) 補助限度額

- ① 1年目 上限額100万円
- ② 2年目 上限額80万円
- ③ 3年目 上限額50万円

5 補助対象経費

謝金、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料、使用料・賃借料、原材料費、工事請負費、備品購入費

※人件費、旅費、打ち合わせ会議等における飲食代、ハード整備のみを目的とした修繕料・工事請負費、振込手数料は対象外です。

※備品購入費については、事前に市と協議するものとします。

※市の交付決定後に支出された経費が対象となります。

6 申請方法

(1) 事前相談

事業内容の確認のため、申請書類提出の前に、必ずご相談をお願いします。

※地元自治会の合意のうえ、復興会議等にて発案する必要があります。

(2) 申請期限

令和8年12月18日（金）まで

※連携・協力先（行政の担当課、関係機関など）には、申請前に必ず事前協議を行ってください。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

(3) 提出書類

次の書類を直接か郵送、メールでご提出ください。

書類の様式は高岡市公式ホームページからダウンロードしてください。

①復興まちづくりチャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）

②復興まちづくりチャレンジ事業計画書（様式第2号）

③復興まちづくりチャレンジ事業収支予算書（様式第3号）

（委託料、原材料費、工事請負費、備品購入費については、見積書やカタログの写し等、金額の根拠が分かるものを添付してください。）

④復興まちづくりチャレンジ事業連携主体概要書（様式第4号）

⑤団体の規約、会則等（連携主体の構成団体）

⑥団体の役員又は構成員名簿（連携主体の構成団体全て）

(4) 提出先

高岡市 市長政策部 チェンジ推進課 連携推進係
(住所) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
(電話) 0766-20-1101
(FAX) 0766-20-1670
(メール) change@city.takaoka.lg.jp



市公式 HP

7 審査・選定、補助金の交付決定

市は申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。市はその結果を速やかに申請者に通知します。

なお、補助金は、交付決定額の4分の3以内の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。詳細は、チェンジ推進課にお問い合わせください。

8 事業の実施

市の交付決定後に、事業を開始することができます。
令和9年3月31日までに事業を完了してください。

9 事業実績の報告

事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市チェンジ推進課へ提出してください。

- ①復興まちづくりチャレンジ事業補助金実績報告書（様式第6号）
 - ②復興まちづくりチャレンジ事業実施報告書（様式第7号）
 - ③復興まちづくりチャレンジ事業収支決算書（様式第8号）
 - ④記録写真等の補助事業の成果を証する書類
 - ⑤収支決算書に記載されている支出を証明する領収書等の写し
- 上記の書類等に基づき、補助金を交付します。

10 その他留意事項

不正な行為があったと認められる場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることがあります。

この募集要項に定めのない事項は実施要綱に基づくこととします。